

## 令和6年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和6年12月4日（水）15:00～15:36

天神ビル11階10号会議室

### 2 出席者

（委員） 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、  
乙津委員、茅畷委員、田中委員、福田委員、于委員

（事務局） 経済観光文化局 鈴木局長

吉田理事

白木文化まつり振興部長

濱田まつり振興課課長（屋台の魅力向上担当）

山喜多にぎわい振興係長、甲斐

保健医療局

平野食品安全推進課長

住宅都市局

小山運営課長

道路下水道局

山口路政課長

博多区

渡邊管理調整課長

中央区

末次管理調整課長

### 3 議題

(1) 会議の公開について

(2) 2次審査（書類審査・面接審査）の結果

### 4 議事

（事務局）

経済観光文化局長の鈴木でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

今回の屋台営業者の公募では、募集した区画数6枠に対し、61名もの多くの応募があり、その倍率は過去最高の約10倍となっております。たいへん多くの反響をいただいていることをうれしく思っております。

また、審査部会の委員の皆様におかれましては、半年間という長い期間に渡り、沢山の応募があった中で、書類審査、面接審査と大変なご尽力をいただきましたことを感謝申し上げます。

本日は、審査部会における審査の結果を踏まえ、営業候補者の選定について、ご議論をいただくこととなります。

今回、新たに誕生する6つの屋台が、福岡市にこれまで以上の賑わいや活力を創り

出すことを期待しております。

本日はご審議の程よろしくお願いたします。

## **(1) 会議の公開について**

(委員長)

次第に沿って議事を進行いたします。

まず、議事（１）「会議の公開について」です。

今回は、議事（２）において、屋台営業候補者及び補欠候補者の選定について議論していただく予定です。

議事（２）では、屋台営業候補者等の経歴など、個人情報を含んだ議論が想定されること、個人の事業に関する情報で公にすることにより、個人の利益を害する恐れがあること、また、屋台営業候補者等の選定に直接関わるため、関係者などが傍聴した場合に、適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあることから、議事（２）のうち、屋台営業候補者（案）及び補欠候補者（案）に関する部分については「非公開」としたいと思います。

一方で、議事（２）の中でも、審査概要や今後のスケジュールなど個別の審査結果に関わらない部分については「公開」としたいと思います。

資料１をご覧ください。資料１の項目に沿って考えると、

「１ 審査概要について」は「公開」、「２ 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」及び「３ 補欠候補者（案）について」は「非公開」、そして、非公開議事が終わった後、「４ 今後のスケジュール」については、再度公開で進行をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 委員から異議なし —

(委員長)

では、本日は議事（２）以外を公開とし、議事（２）についても、個別の審査結果に関わる部分のみ「非公開」で進行していきたいと思います。

なお、非公開議事後、公開議事を再開する前に、非公開議事の概要を、可能な範囲で私から説明いたします。

## **(2) ２次審査（書類審査・面接審査）の結果**

(委員長)

それでは、議事（２）「２次審査（書類審査・面接審査）の結果」についてですが、審査部会長の八尋委員より説明をお願いします。

(審査部会長)

お手元の資料１をご覧ください。

１の「審査概要について」を説明します。審査の経過ですが、今回は、61人の方か

ら応募があり、未受験者が4人おりました、57の方が1次審査である筆記試験を受験されました。

可否のボーダーラインは原則、「平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで」というものでしたが、これに従うと、1次審査通過者は9人となり、この時点で殆どの方が不合格となる扱いになっていました。

この点については、5月の選定委員会でご承認いただいたとおり、委員長と協議を行い、合格者数を調整できるようにしておりました。

1次審査は、屋台営業に必要な最低限の知識を確認するものでありますので、選考側の負担が過大にならない範囲で最大限通過者を確保したいと考えました。

できるだけ多くの方から、屋台への思い、考えをお聞きし、営業候補者を選定することが重要と考え、吹き出しの説明書きのとおり、「平均点の8割以上、かつ募集区画総数6区画の6倍まで」とし、36人を1次審査通過者としました。

そして、2次審査として28人の方から営業計画書が提出され、書類審査と面接審査を実施したということになります。未提出者が8人おられたということになります。

次に、書類審査と面接審査の内容を説明します。

書類審査は、10月4日から24日までの期間で実施しました。

前回と同様に、受験者が非常に多い状況であったため、2つに分けて、審査を3人ずつで担当する形をとりまして、この3人は引き続き、面接審査も担当するという形をとりました。

そして、私は必ずその3人うちの1人となり、全員の審査を担当しました。

配点ですが、5月の選定委員会でご承認いただいたとおり、100点満点で審査しております。審査項目と配点は、資料2に記載しているとおりです。

次に、面接審査ですが、11月2日、3日、6日、7日の計4日間で実施しまして、配点は、5月の選定委員会でご承認いただいたとおり、100点満点とし、書類審査、面接審査ともに100点満点で審査しております。これについても、資料に配点項目と配点を記載しております。

面接時間は、応募者1人あたり20分としました。

次に、評価方法ですが、書類審査の点数と面接審査の点数の合計で評価しました。

具体的には、審査を担当した3人の委員が、それぞれ書類審査と面接審査の合計点を出し、3人の平均点を受験者の得点としております。

その過程で、点数を出した時に平均点の基準がずれてはいけないということで標準偏差、偏差値を利用しまして、足し合わせるということをしております。

審査概要の説明は以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(委員長)

以上の説明について、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

事務局へ確認ですが、1次審査通過36人のうち8人が未提出とのことですが、これは理由をもって未提出だったのか、受けられなかっただけなのか概要がわかれば教えてください。

(事務局)

今回、営業計画書を提出されなかった8人の方については、基本的に辞退届を提出いただいております。その中で理由について確認をしましたが、多くの方が一身上の都合ということで、明確な理由はなかったのですが、営業計画を作り込んでいくところ、次のステップに進まないという判断をされたのであろうと考えております。

(委員)

一次審査を受験された方のうち36の方が通過されていますが、平均点の8割以上の方が9人しかいらっしやらなかったとのこと、この満たなかった27の方は平均何点くらいだったのか、全体の平均点もあわせて、分かっている範囲で答えられたら。

(事務局)

今回の一次審査、筆記試験についてです。今回受験された方の得点状況ですが、平均点が80.0点です。また、最高点が96点、最低点が66点ということになっております。先ほどの説明ですが、これまでの基準としても平均点の8割以上、かつ募集区画数の何倍というところではありましたが、平均点の8割以上というところだけですと、大半の方が通過することになりますが、今回は募集区画数の何倍という基準の中で、より多くの人に次のステップに進んでいただいて、お話をお聞きしようという審査部会のお話をいただいて、募集区画数の6倍までということで決めさせていただいております。

(委員)

認識が誤っていたのですが、大半の方が8割を超えていて、その中から36人に絞ったということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

理解しました。ありがとうございます。

(委員長)

6区画の1.5倍だと9人になってしまい、それだとあまりにも厳しいという判断がありました。

その他、何かご意見、ご質問はありますか。

— 委員から意見・質問なし —

ご意見・ご質問は無いようですので、次に進みたいと思います。

続きまして「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」、そして「3 補欠候補者（案）について」でございますが、これは、個別の審査結果に関わる部分となりますので、ここから「非公開」としたいと思います。

傍聴者、報道関係者の方は、退室をお願いいたします。

事務局は、議事の準備をお願いいたします。

(委員長)

それでは、審査部会長より、「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」そして「3 補欠候補者（案）について」それぞれ説明をお願いします。

(審査部会長)

それでは、「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」説明します。

資料1の中段をご覧ください。

2次審査の結果、全ての募集区画において営業候補者を選定するというのが、審査部会のひとつの目標となります。

個々の審査結果については、事務局が配付したA3縦の、右上に別紙と記載されている「2次審査結果一覧表」にまとめております。そちらをご覧ください。

まず、表の見方ですが、左端から順に、「審査記号」「偏差値に換算したときの平均」「順位」「営業地区」「営業希望地区」「屋台の概要と審査部会意見」を記載しています。

6人の営業候補者を選定するため、屋台への熱意や計画の実現性はもちろんのこと、営業者としての資質の高さをしっかりと見極める必要があるということで、考え方や能力を、屋台のイメージアップや福岡の魅力アップのために、どのようなことができるのかという観点で評価しています。

それでは、上から順に、個々の審査結果について説明します。

今回は受験者が多いため、営業候補者に選定すべきと評価した6人の方を中心に、説明させていただきます。

まず、審査記号  の方です。この方は  です。

1位の評価となり、 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

次は、審査記号  の方です。この方は  です。

2位の評価となり、 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載していません。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、審査記号 [ ] の方です。この方は [ ] です。  
3位の評価となり、 [ ] 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、審査記号 [ ] の方です。この方は、 [ ] です。  
4位の評価となり、 [ ] 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、審査記号 [ ] の方です。この方は [ ] です。  
5位の評価となり、 [ ] 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。

次は、審査記号 [ ] の方です。この方は [ ] です。  
6位の評価となり、 [ ] 地区の営業候補者としております。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる恐れがある情報については、掲載しておりません。

以上が、2の「審査結果及び屋台営業候補者（案）」の説明となります。

続きまして、3の「補欠候補者（案）について」説明しますので、資料1にお戻りください。

資料1の左下になります。今回選定する営業候補者が、営業開始前に辞退する可能性があることを考慮し、補欠候補者の選定についても審議を行いました。

その結果、「偏差値50点以上の得点者」が7人いましたので、その方たちを、補欠候補者にするという審査部会（案）をまとめました。

A3 縦の、右上に別紙と記載されている資料のブルーの部分で、補欠と記載してある方7人、順位で言いますと7位から13位までの方が補欠候補者ということになります。

この方たちの個別の説明は割愛させていただきますが、この7人はいずれも、合格水準には達しており、営業候補者となれるだけの一定の能力を有すると評価できることから、補欠候補者に選定すべきと判断しました。

説明は以上です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

（委員長）

以上の説明について、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

（委員）

補欠候補者（案）というところで、これは前回の公募でもあったのでしょうか。

（事務局）

前回の第4回公募でも9の方が補欠候補者となりました。そのうち前回は1人辞退がありましたので、1人繰り上がって、9人のうち1人が営業者となっています。

（委員）

この補欠候補者というのはいつからあったのか経緯を教えてもらってもいいでしょうか。

（事務局）

補欠候補者は第2回目の公募からありました。経緯としましては、第1回の実績、結果を踏まえて、辞退が出たときに補欠候補者という制度を作っておいた方が良いという議論を踏まえて設けたものです。

（委員長）

他に、何かありますでしょうか。

それでは、「2 審査結果及び屋台営業候補者（案）について」は、営業候補者を6人、そして「3 補欠候補者（案）について」は、補欠候補者を7人とし、その内訳は、別紙「2次審査結果一覧表」の記載どおりとしてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、屋台営業候補者は6人、補欠候補者は7人とします。個別の審査結果に関わる審議は以上です。

それでは、公開議事に戻ります。

傍聴者、報道関係者の方に、入室してもらってください。

(委員長)

それでは、議事を再開いたします。

まず、先ほどの非公開議事における審議の概要を説明します。

審査部会長から、資料1の「2 審査結果及び屋台営業候補者(案)について」は、採点結果、営業候補者に選定すべきと評価した応募者の概要の説明があり、「3 補欠候補者(案)について」は、偏差値50点以上の得点者を補欠候補者とする案の説明があったのち、委員全員で審議を行いました。

その結果、資料1に記載しているとおり、募集した全6区画において営業候補者を選定するとともに、7人の方を補欠候補者としてとしました。

以上が、非公開議事における審議の概要でございます。

それでは、次の議事に進みます。

資料1に戻りまして、「4 今後のスケジュール」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料右下部分「4 今後のスケジュール」についてご説明させていただきます。スケジュール表のとおりでございますが、今日、屋台営業候補者の選定をいただきましたので、決定の手続きを行いまして、今週末には2次審査に進まれた28人の方に対して、結果を通知したいと思っております。

その後、営業候補者になられた6名の方については、講習なども行いまして、営業準備期間として4ヶ月弱ほどありますが、4月の営業開始に向けて営業準備を行っていただきます。

今回選定された方には、4月から遅くとも5月末までの2ヶ月の間に営業開始いただくことになっています。

そして、先ほどご説明いただきました補欠候補者については、もし仮に今後、営業候補者のうち辞退される方が出た場合は、補欠候補者の方にお声がけをして、営業されるということであれば、繰り上がって営業候補者になるという形で、3月末までは営業候補者という形で進めさせていただきます。

私どもといたしましても、この春の営業開始に向けて営業候補者の方のサポートをしっかりと行っていきたいと考えております。

(委員長)

今後のスケジュールについて、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。  
(委員)

スケジュールに関しては特に異論はございません。

今日は、公益社団法人福岡市食品衛生協会の会長として申し上げたいと思います。

市の政策展開によって、保健所の統合が行われて、食品衛生協会の支所の廃止を便宜上やらざるを得なくなりました。そして、会員数も非常に減って、ちょうど4月から5月に新たな屋台の営業が始まります。4月、5月はかなり気温も高く、衛生面の管理で非常に不適切な食品の管理といったことが起こって、福岡市の肝いりで始めた屋台で食中毒ないし、そういった事故が起こると、屋台を観光資源としてやるということに関して、非常に福岡市の品位を損ねる形になってしまいます。その辺りは重々、屋台の新たな経営者、また、今までの既存の屋台の経営者の方々にも、重々、忠告をしていただきたいと思います。

8月になると食品衛生月間にもなりますし、我々役員一同、駅前とか天神とかでキャンペーンとかも行います。8月だけに限らず、夏が長くて、秋、春がなくなったみたいな季節感にもなっています。屋台の経営が始まったら特に、保健医療局の食品安全推進課からきっちり指導する、また、それを手助けするという事で、指導員が食品衛生協会の中にもいまして、指導員の資格をとった人には、私の名前で委嘱状を渡しています。衛生管理という面も、市として目を光らせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それだけ要望しておきます。

(委員長)

その他、スケジュールについて、何かご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

以上で、本日予定していた議事は終了しましたが、最後に、今回の公募の振り返りや感想、屋台全般に関する事など、何かある方は、ご発言をお願いします。

(事務局)

先ほどの委員のご発言について、今回の6人の方については、早々に講習会を行いまして、その際にも食品衛生に関する事については、しっかりと講習、説明、指導したいと考えております。また、既存の屋台の屋台営業者についても、年に1回講習会を行っておりまして、その際にもしっかりと食品衛生についての講習、説明、指導も行っておりますので、引き続き行っていきたいと思います。

(委員長)

その他、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

屋台の区画数についての質問ですが、今回、面接を通して見てみて、過去最大の倍率でレベルもとても高いなという風に思っていて、特に補欠候補者に関しては、捨てがたいもののがかなりあったのではないかと思います。倍率も次の公募も今後どんどん

上がっていくという風にも思います。屋台の現状も賑わっていて、集客もかなりできているので、例えばなんですが、もっと市民の方に利用しやすいように区画数を増やしたりすること今後を考えられている可能性とかはあるのかなという風に思いました。

(事務局)

市民の皆様にもご利用いただくということは、私どもとしても非常に大切な観点であると考えているところです。

区画数については、市民の皆様や地域の皆様のご理解も必要になりますので、慎重に検討していく課題であると認識しています。

(委員長)

その他、ご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますか。

— 委員から意見・質問なし —

皆様、ご意見ありがとうございました。

事務局におかれましては、今いただいたご意見を、次回公募の検討の際に活用していただければと思います。

それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

議事進行ありがとうございました。

以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。